

(3) 情報公表

(情報公表制度の性質)

大学において教育研究活動等の状況を公表していくことは、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、社会に対して説明責任を果たしていく上で重要であるとともに、積極的な情報公表を基盤とする社会とのコミュニケーションや多様なステークホルダーとのエンゲージメントを通じて各大学の教育研究活動の質を維持・向上させていく上でも重要な取組である。また、そうした営みを通じて社会からの信頼と支援を得ることで、更なる教育研究の質の向上につながるという好循環を生み出すことも期待され、情報公表の徹底は「社会に開かれた質保証」の実現のための極めて重要なものである。

大学における情報公表制度は平成 11 年に当時の大学設置基準に、大学が「教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する」旨の規定が設けられたのが始まりである。その後、平成 19 年に学校教育法において教育研究活動の状況を公表することが義務付けられ、平成 23 年に学校教育法施行規則において具体的に各大学が公表すべき教育研究活動等の状況についての情報が規定され、以降、認証評価においても情報公表の取組状況を評価することとされた。さらには、「教学マネジメント指針」においても、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として意義があると考えられる情報について、公表の意義、公表することが考えられる内容、情報収集等の方法の考え方が整理された。こうした関連規定の整備等に基づき、各大学で情報公表の取組が進展しつつある。

また、国内外への情報発信、教育情報の活用による大学活動状況の把握・分析及び各大学の情報提供の負担軽減を目的として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的平台として平成 27 年 3 月より「大学ポートレート」が運用されている。大学ポートレートについては令和 3 年 8 月現在 1,056 校（国内の大学の 95.3%）が参加しており、その運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、関係団体、有識者等からなる「大学ポートレート運営会議」で決定され、大学コミュニティによる自律的な運営が行われている。

(情報公表制度の見直しの背景)

情報公表については上述のような各種の仕組みの充実と各大学の取組によって進んできているものの、現在、法令上公表が義務化されている項目では、学生が実際にどのような知識や能力を修得し、大学が実際にどのような教育成果を上げたかなどの成果の確認ができないという指摘がある。実際、文部科

学省の調査¹⁸によると、学生の学びの質と水準に大きく関わる項目について、大学による取組状況に差が見られるところである。

この点については、入学前の情報提供が不十分で入学後に学生が失望するというミスマッチの問題なども指摘されている。学修者本位の観点からは、大学における情報公表においても、学生の学びの質と水準に関わる事項について、実際に学生が学ぶこととなる学位プログラム単位で公表していくことが必要であろう。

また、社会から広く有形無形の様々な支援を受けている大学は、社会の公器として、各種法令への適合性等について、認証評価等の外部からの評価を待つことなく、自ら積極的に情報公表していくことが求められる。それにより認証評価機関も、法令適合性等に係る外形的な評価を簡素化し、具体的な教育研究の改善に係る取組を重点的に評価することが可能になるものと考えられる。

大学ポートレートについては、国公立版については大学改革支援・学位授与機構が、私学版については日本私立学校振興・共済事業団がそれぞれ運営を担っているが、情報を提供するプラットフォームが異なるために、例えば取得可能な資格から大学検索する際に、国公立と私立を別々に検索し直す必要があるなど、必要な情報を容易に入手できないといった課題や、学生の学修成果や学位プログラム単位の教育成果、認証評価結果など、大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘されている。社会の関心が学生の学修成果や学位プログラムの教育成果に向けられることのないまま、偏差値や就職実績に関するランキング等によって一面的に判断される傾向にあることは長年の課題であるが、その背景には、入学希望者や高校関係者をはじめとした大学に関する情報を求める人々にとって、有益な情報が分かりやすい形で提供されていない状況があることは否めない。

なお、大学に関する情報を多様な観点から比較分析が可能な形で共通のプラットフォームを通じて提供することは、認証評価など質保証におけるデータ提供の手続きに関わるコストを大幅に削減し、各大学が教学マネジメントを確立し、学修者本位の教育というミッションを達成するための教学 I R (Institutional Research) において、それぞれの「強み」と「特色」の分析やベンチマークを行う上でも有意義であると考えられる。また、全国学生調査

¹⁸ 「平成 30 年度の大学における教育内容等の改革状況について」では、大学による情報公表について、「卒業生の就職率」(89.0%)、「卒業生の主な就職先」(89.9%)、「入学者選抜の状況」(82.7%)、「シラパスの内容」(96.5%)等は多くの大学で公表されている一方で、「単位の取得状況」(10.6%)、「学生の学修時間」(33.6%)、「大学の教育研究活動に関する学生の満足度」(31.0%)、「教員一人当たりの学生数」(60.8%)等と、各大学によって取組状況に差が見られている。

19については、本格実施では、大学・学部単位で調査結果を公表すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、調査結果の見方等と併せて結果に関する各大学の取組を記載することにより、大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行うこととされている。どのように公表を進めるかは、試行調査の結果も踏まえた検討が必要となるが、学修者本位の観点からの学修成果等に関する情報の公表は、「社会に開かれた質保証」を実現する上でも重要な取組である。

(情報公表制度の改善・充実の方向性)

これを踏まえ、情報公表に係る仕組みについては以下の観点で改善・充実を行ってはどうか。

情報公表制度に関する改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】及び【社会に開かれた質保証の実現】

- 認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「**教学マネジメント指針**」において
 - (1)「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例
 - (2)学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針を踏まえて確認を行うこととする。＜通知等＞
- 認証評価機関や評価を受ける大学の多様性に配慮しつつ、各認証評価機関の評価結果を例えば国等のホームページ等において公表するなど、社会が利用しやすい形で一覧性を持って公表することを検討する。その際、設置計画履行状況等調査（AC）における指摘事項等も併せて公表する。＜その他＞（再掲）
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学に対して、法令適合性等に関する評価項目や評価手法を簡素化するなどの措置を可能とする。＜通知等＞（再掲）
- 「大学ポートレート」が大学コミュニティによる自律的な運営が行われ

19 「全国学生調査」は、学生の学びの実態を把握することにより、①各大学の教育改善に活かすこと、②我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること、③今後の国における政策立案に際しての基礎資料として活用すること、④学生一人一人にとってこれまでの学びを振り返ることで今後の学修や大学生活をより充実したものにしてもらうことや、卒業後の社会における自らの姿を考える上で一つの契機としてもらうことを目的に、国が大学等の協力を得て、全国の大学生等を対象に実施する調査。令和4年度までの間試行調査を実施し、その後、本格実施とすることを予定している。

ていることも踏まえつつ、上記の情報について、より効果的・効率的に情報を利用者に届ける観点等から、「大学ポートレート」に分かりやすく掲載することを基本とするとともに、教学IRに生かす観点から、立地や分野等が共通する大学との間で比較（ベンチマークの提示）ができるよう改善する。〈その他〉

- 「大学入試のあり方に関する検討会議提言」（令和3年7月）を踏まえ、学校教育法施行規則に規定する各大学が情報公表を行うべき項目として「大学入学者選抜に関すること」等を追加する。〈省令改正〉
- 大学における教育研究の質保証に資する情報公表について、どのような対象（学生、保護者、受験生、地域社会、企業等）に対して、どのような項目が、どのような手法で公表されていることを担保することが適切か、また、情報の読み取り方等と併せて関連する大学の取組を記載するなど各大学の強み・特色の発信につながるような工夫は考えられるか等、大学による自主的・自律的な情報公表が促進される方策について引き続き検討する。〈その他〉

※例えば「教員一人あたりの学生数」の算定の際には **Full Time Equivalent** 換算²⁰で公表することも有益ではないか。また、学生や受験生、社会への説明責任という意味では「授業の方法や内容・授業計画」に関する情報として、面接・遠隔で設定している授業科目の数や割合を公表することも有益ではないか。

²⁰ フルタイム当量として、パートタイムの教員の仕事がフルタイム勤務の仕事に換算して何人分にあたるかを表すもの。